解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

広島県呉市阿賀北九丁目一二番一一号

海星株式会社

代表清算人　小原　富子

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

愛媛県今治市野間甲七九番地七

有限会社大沢製作所

清算人　大澤　英治

解散公告

当社は、平成二十五年三月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

愛媛県新居浜市土橋一丁目七番三四号

株式会社アシスト

代表清算人　菅　陽一

解散公告

当社は、平成二十五年三月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

福岡県行橋市中央一丁目八番三四号

有限会社出口産業

清算人　出口　篤子

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

佐賀市鍋島町大字八戸溝一三五六番地一

株式会社アセナ国際学術研究所

代表清算人　久間　圭子

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦五六番地

株式会社平田商店

清算人　平田　住子

解散公告

当組合は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

熊本県水俣市大園町一丁目一一番五号

水俣浜町商店街振興組合

代表清算人　古庄　良成

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

熊本県八代市豊原下町三九二〇番地の三

有限会社八代教材社

清算人　山﨑　博明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月十四日開催の理事会及び評議会の決議により平成二十五年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

北海道磯谷郡蘭越町昆布町二六番地

学校法人昆布大谷学園

清算人　金石　晃陽

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の第五十一回通常総会の決議により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

青森市新町二丁目四番一号

社団法人青い森農林振興公社

代表清算人　鳴海　勇蔵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号

社団法人岩手県技能士会

代表清算人　大谷陽一郎

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

秋田県秋田市八橋運動公園一番五号

財団法人秋田県学校保健会

代表清算人　小山田　雍

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿一一一五番地

財団法人朝日町育英会

代表清算人　安藤　昭郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号

財団法人栃木県森林整備公社

代表清算人　立壁　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十八日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

栃木県栃木市湊町一番三号

財団法人ヤマト文化専門学校

代表清算人　出井　國介

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

千葉県茂原市道表一番地

茂原市土地開発公社

清算人　長谷川　正

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

名古屋市中区新栄二丁目一六番二号

財団法人前田学園

代表清算人　犬塚　清孝